

議案第 46 号

史跡旧崇廣堂の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

史跡旧崇廣堂の設置及び管理に関する条例等の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 27 年 3 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

史跡旧崇廣堂の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(史跡旧崇廣堂の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 史跡旧崇廣堂の設置及び管理に関する条例 (平成 16 年伊賀市条例第 262 号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

史跡旧崇廣堂の設置及び管理に関する条例

本則中「崇廣堂」を「崇広堂」に改める。

第 5 条中「12 月 29 日」を「火曜日 (国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日に当たるときは、当該休日後の直近の休日でない日) 及び 12 月 29 日」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 中「崇廣堂」を「崇広堂」に改める。

(旧小田小学校本館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 旧小田小学校本館の設置及び管理に関する条例 (平成 16 年伊賀市条例第 263 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条中「12 月 29 日」を「火曜日 (国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日に当たるときは、当該休日後の直近の休日でない日) 及び 12 月 29 日」に改める。

(城之越遺跡の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 3 条 城之越遺跡の設置及び管理に関する条例 (平成 16 年伊賀市条例第 264 号) の一部

を次のように改正する。

第5条中「12月29日」を「火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、当該休日後の直近の休日でない日）及び12月29日」に改める。

（入交家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 入交家住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年伊賀市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条中「12月29日」を「火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、当該休日後の直近の休日でない日）及び12月29日」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。